

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成25年9月25日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第 1 議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 2 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 4 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 5 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 2 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 議案第 8 0 号 市道路線の廃止について
- 議案第 8 1 号 市道路線の認定について
- 議案第 8 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 発議第 5 号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）
- 日程第 4 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 5 委員会発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 6 請願第 3 号 TPP 交渉からの撤退を要求する請願
- 日程第 7 請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書
- 日程第 8 委員会発議第 2 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）
- 日程第 9 閉会中の継続審査について
- 日程第 1 0 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 9 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第 6 0 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 1 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 2 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

日程第2 議案第80号 市道路線の廃止について

議案第81号 市道路線の認定について

議案第82号 市道路線の認定について

日程第3 発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）

日程第4 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

日程第5 委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

日程第6 請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

日程第7 請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

日程第8 委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）

追加日程第1 議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

日程第9 閉会中の継続審査について

日程第10 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第59号ないし議案第72号及び議案第83号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてないし議案第72号 消防ポンプ自動車の取得について及び議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）までの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題となっている15件の議案の審査は、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の報告を行います。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

[山内議員 退席]

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

まことに申しわけございませんでした。

それでは、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の報告を行います。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第59号ないし議案第72号及び議案第83号について、9月13日、17日、19日、20日に市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第60号ないし議案第62号、議案第64号、議案第66号ないし議案第72号、議案第83号については異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第59号、議案第63号、議案第65号は異議があり、起立採決の結果、議案第59号は起立少数で否決すべきもの、議案第63号は起立多数で可決すべきもの、議案第65号は賛成者なしで否決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第59号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての討論を行います。

本案につきましては、通告があった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

私は議案第59号について、反対の立場から討論をいたします。

脱原発の立場から、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーですが、これへの転換を図ることは大賛成であります。しかし、再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありません。太陽熱、風力、水力、地熱、波力などがあり、南北に連なる日本列島は自然エネルギーの宝庫であります。今はその一部しか利用されていませんが、原発から撤退し、原発のための資金や技術を集中すれば大きく伸ばすことが可能です。自然エネルギーは温暖化ガスを出さないで、環境にも効果的です。原発からの撤退を自然エネルギー転換への好機にすべきと考えます。

しかし、今回の議案は、太陽光発電設備促進のための固定資産税の軽減措置に限っております。今回の条例の制定について、市当局は、不均一課税、いわゆる地方税法第6条による公益性と政策推進の立場によるものと説明をいたしました。しかし、これは一部の地権者や事業者の利益のために適用するということになり、法律の精神に反すると考えます。

議案審議でもありましたが、この事業を興すことによって確実に利益を享受できる。したがって、「税の公平の観点から問題があること」や「特別措置期間が20年は余りに長過ぎる」などの意見が出されました。私は、これらの意見に賛同するものであります。

ソーラー発電は、大企業などが盛んに投資しており、ソーラー発電設備促進という一般的な減免は不要であります。仮に減免制度をつくるにしても、公益性が極めて高いもの、市民の手によるものなどに限定すべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第59号は否決されました。

[山内議員 入場]

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第60号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第61号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第62号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第63号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題です。それだけに、子どもを含む地域住民で統廃合の是非についてよく話し合い、住民合意を尊重することが不可欠であるとして、私は、本年3月定例議会に提出された北中を南中に統合する学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対した経過があります。

去る9月16日、学校統廃合問題を専門的に研究している千葉大名誉教授である美輪定宣先生を招き、「学校統廃合を考えるシンポジウム」を山内議員と共同で開催いたしました。

台風の影響にもかかわらず40名の市民の方々が参加し、会場からは賛否両論の発言が出されました。美輪先生は発言の中で、「教育は百年の計だ。6カ月、1年延長することでもいいのではないか。今、拙速に結論を出すことよりは、もっと教育的な観点から議論を重ね深めた上で、コ

ンセンサスを得て、進めるべきではないか」と語っております。また、パネリストの一人である元学校長の福島敬三先生は、「許せないのは、今、私の地元が生じている学校統合が、まず我々住民には何もはかることなく、その審議会をつくり、どういう観点からその委員を選出したのかも秘密のまま、何年か審議会を重ね、いきなり統合案を突きつけて、このように『決まりました』と押しつけてきたことである」と強調しておりました。

学校統廃合については、今、統合委員会で協議が進められておりますが、この委員会が発行する「学校統合だより第3号」に、スクールバスについて、中学生保護者からの意見が掲載されておりました。それを読む限りでは、保護者の意見・要望に積極的に応えるものにはなっておりません。例えば「スクールバスの運行は無料なのですか」の問いに「無料で運行させる方向」として、無料にするとはっきり答えておりません。また、「登校時の1便のみでは少ないのではないのでしょうか」の問いに「部活動の早朝練習のバス運行は難しいかと思われます」などと答えております。これでは保護者も含め生徒は不安になるばかりではないのでしょうか。生徒や保護者に大きな負担を強いる結果になることは明らかであります。その責任は一体誰がとるのでしょうか。

問題は、児童・生徒、子どもたちの安全性、部活動問題、学校跡地問題、地域とのかかわり合い、公民館活動など十分な議論もなく、また十分な住民合意、コンセンサスも得ず、行政と議会が先行して統廃合を決めようとしていることでもあります。

私は、中学校の名称を「霞ヶ浦中学校」とすることに特に異議を唱えるものではありませんが、その前にやるべきことがある。それは住民合意を図るための議論を尽くす場をもっと広く細かく設けることでもあります。私は、そのことを要請して討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

この採決は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第64号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

本案については、通告があった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第65号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

敬老式典は、人生を重ねてきた高齢者を敬い、長寿を祝うことが目的であります。今、10月5日、6日の市主催の敬老式典を目前にして、大変な事態が起きております。

宮嶋市長は、議会開催日の9月10日、みずからのブログで、「昨年来懸案になっている敬老祝金支給を廃止する条例案も審議されることとなります。そして、その代替措置として、今年は些少ですが、商品券を近隣市並みにお祝い品として配らせていただきます」と書き、9月から対象となる方に2,000円のギフトカード、商品券の配布を強行しました。これは明らかに議会を無視した行為であります。

市長は9月20日、議案審査特別委員会の席で、敬老祝金の廃止条例案を議会が否決しても、「敬老祝金を支給する意思はない、金がない。」と言明しました。この態度は、本当に敬老に値するものと言えるのでしょうか。これまでの高齢者に対する敬老の気持ちは変わらないと言いますが、議会の手続を無視し、新たな条例の制定もせず、9月10日前に商品券を配布していることが議案審議の中でも明らかになりました。さらに会計責任者は、条例に基づかないものでも支出について、是とした点についても問題であると指摘、批判されました。このようなやり方を認めて

しまったら、かすみがうら市の行政、議会は一体何なのかとの批判が市民から出てくるのは間違いないことであります。

このことは、第1に、商品券を配るには、敬老祝金条例の改正が必要だということでもあります。平成25年5月15日の全員協議会に、敬老祝金の条例改正について協議がなされた経過があります。その条例改正の手續を意図的に怠り、商品券の配布を強行したことは執行権の乱用に当たります。これは、まさに市長による市財政の私物化と言えるものだと思います。

第2に、商品券は現金であります。民生委員らが商品券、いわゆる現金を持ち歩き配布することは、規則上問題であるということでもあります。

市長は常に、老から若への財政支出の転換を口にしてはいますが、高齢者を粗末に扱う政治に未来を担う世代が希望を持てるはずもありません。敬老との趣旨で、これまで出していたささやかな祝い金は、当市の先進的な例として誇るべく施策ではないでしょうか。圧倒的多くの高齢者は少ない年金が現実です。祝い金の支給廃止は、楽しみにしている高齢者の期待を裏切るものであります。

敬老祝金は9月末までに支給することになっております。議会が否決した場合は、条例にのっとりきっちりと支給することを要請します。支給執行しない場合は、住民監査請求をも含めた断固とした措置をも考えていきたいと思っております。

以上、討論といたします。

[拍手する者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立なしであります。

よって、議案第65号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第68号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第69号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第70号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第71号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第72号 消防ポンプ自動車の取得についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第83号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第80号ないし議案第82号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第80号 市道路線の廃止についてないし議案第82号 市道路線の認定についてまでの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月13日に付託されました議案第80号ないし第82号の審査のため、9月13日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第80号 市道路線の廃止についてないし第82号 市道路線の認定についてまでの各議案は、異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第80号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第81号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第82号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 発議第 5 号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第3、発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

発議第5号 宮嶋市長初め市職員の法令遵守を強く求める決議の提案理由の説明をいたします。

日本は、法治国家であることからこそ、法令遵守を実現するためには、市長、副市長のみならず、市職員が一丸となって法令遵守を守らせる社会や環境をいかに構築するかということが求められているのであります。さもなければ法令遵守は砂上の楼閣となります。だからこそ市長は、誰よりも率先して条例を守る義務があり、そして市長は、条例に従って予算を執行することが責務となっているのであります。

9月17日の議案審査特別委員会において、敬老祝い金としてギフト券を配布したことが初めて知らされ、議員全員は啞然といたしました。なぜならば、議案第65号のかすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の提案がなされる前に、条例をないがしろにし、既に祝い金ではなく、ギフト券として執行していたからであります。この行為は明白な法令遵守違反であり、かつ議会軽視でもあります。

市長は、これまで何回となく議会に敬老祝い金の削減を提案してまいりましたが、長年にわたり社会に貢献された方々に対して、敬愛の精神と高齢者みずからの生活意欲の向上を目的とした事業であり、この敬老の精神が相手を重んじる行動を育てるとの観点から、議会はこれを否決し、平成25年第1回定例会においても、これを否決したばかりであります。

よって、法令遵守の観点から、さらには、この敬老の精神を具現するべく敬老祝い金の給付を強く勧告するものであります。

以上、提案理由の内容を申し上げましたので、議員諸公のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、発議第5号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（鈴木良道君）

日程第4、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第2号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法

第109条第6項の規定により、委員会において、議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第5、委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案につきましては、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第1号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

○議長（鈴木良道君）

日程第6、請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月10日に付託されました請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願の審査のため、9月13日に委員会を開き、慎重に審査を行いました。

各委員からは、「請願の趣旨が全く理解できないというわけではないが、前回の定例会において、かすみがうら市議会として同様の趣旨の請願を不採択としており、それからの状況が大きく変わっているわけではない」との意見や、「情報公開法でも公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上、不利益をこうむるおそれがある情報は不開示とされていると思う。そういう観点からすると、不採択が妥当ではないか」という意見や、「国益が守れる保障がないから撤退する以外にないという考えはいかがなものか」と思う。外交交渉の内容が原則非公開であるのは、当然であると思う。公開することにより交渉が不利になることも想定されるので、非公開は当然であると思う」などの意見が出されました。

採決の結果、請願第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長の報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第3号の討論を行います。

委員長の報告が不採択でありますので、通告があった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第3号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について、賛成の立場で討論いたします。

国民の強い懸念を無視してTPPに突き進んだ安倍内閣は、オバマ米政権に追従して年内妥結を急いでおります。TPP問題は重大な正念場を迎えているのではないのでしょうか。

安倍政権は、7月の交渉参加の冒頭、守秘契約書にサイン、国民に一切の情報を出さずに交渉を続けております。自民党内部からさえ「これでは政府を支え切れない」との批判が出ています。国の命運にかかわる重大な問題を異常な秘密交渉に託すことは許されません。

これまでGATT、WTO、FTAなど、自由貿易交渉や経済連携交渉については、交渉の内容を原則として公開してきました。多少なりとも国民的議論を喚起しながら交渉を進めてきました。それが交渉に出された文書は決して漏らしてはいけないという徹底した秘密交渉を行っていることは、全く異常なことではないのでしょうか。まるで議会を全て非公開にして、箝口令をしき、決議したものだけを発表するようなやり方であります。どのような文面が出たのかも4年間は秘密にするという念書を交わしています。このような外交交渉の進め方は、明らかに民主主義に反しております。各国国民に見せられないような内容になっていることを裏づけるものではないのでしょうか。

「守るべきものは守る」と安倍首相は言います。しかし、アメリカの要求を次々に丸のみした対米事前協議を見れば、そんな力がないことは明らかです。しかも安倍政権は、貿易をめぐるアメリカの対日要求を解決するための協議をも受け入れました。TPP交渉や日米協議を続けたら、日本がアメリカの言うがままになるのは必至であります。

TPP交渉に8月から本格的に参加した日本は、非関税分野での日米協議も始まりました。この中で、TPPの危険性はいよいよ浮き彫りになっています。実際に、これまで漏れ伝わっている内容、あるいはTPP交渉参加前後に日米両国で合意されている内容は、日本国民にとって一方的に不利なものばかりであります。外国でもうけようとする企業のためにしかならないものとするのが妥当ではないのでしょうか。TPPが多国籍企業の利益のためだと知れ渡り、アメリカ国内でも反対の声が上がっています。

「重要農産物の聖域は確保する。できないなら交渉から離脱する」自民党は、参議院選挙でこう公約しました。しかし、8月の交渉では、100%近い関税撤廃を多くの国から迫られ、9月の交渉でアメリカ、オーストラリアからも同様に迫られるのは必至であります。TPPは関税ゼロが原則だからであります。重要農産物を守るというなら、交渉から撤退する以外にはありません。

アメリカ大企業の投資や輸出の邪魔になる制度や仕組みをなくせ、アメリカの身勝手な要求は日本社会を根本から変質させかねません。TPPのモデルとされる韓米FTAでは、その多くが現実になっております。

食の安全について、既にBSE輸入規制は大幅に緩和されましたが、添加物や残留農薬の基準、遺伝子組み換え表示なども緩和、撤廃が迫られます。

医療の分野では、株式会社の病院経営や混合診療の拡大、医薬品特許の延長による薬価の高騰などで国民皆保険制度が崩壊しかねません。

簡保、そして共済については、この事業はアメリカ保険会社の利益を圧迫するとして、解体されかねません。

そして、雇用、中小企業について、農林漁業の衰退による関連産業の雇用は190万人減、公共事業も外国企業への開放が義務づけられて、地元の仕事や雇用が奪われます。

アメリカは、ISD条項の導入を強く迫っています。外国企業が輸出先の政府の政策を訴え、損害賠償を請求できる仕組みであります。近年、この条項を使って、外国企業から環境や健康を守る規制が訴えられる例がふえています。

国民の命や安全よりも多国籍企業の利益を上置くもので、憲法の国民主権の原則が空洞化し、国家主権が脅かされるのは必至であります。

私は、TPPへの参加は、国益を守れる保障がないだけではなく、国民の利益になることはほとんどないのが実態であり、国民にとって甚大な災厄をもたらす危険性が非常に高いものだと考えます。

以上、議員諸公におかれましては、ぜひご賛同をお願いしまして討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決定されました。

日程第 7 請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第 7、請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。
ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成 2 5 年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成 2 5 年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告をいたします。

ただいま議題となっております請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書については、9 月19日の委員会において議題として、審査を行いました。

審査においては、参考人の出席を求め、参考人からの意見等を聴取し、その後、市長及び担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 4 号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、市長に対し、処理の経過と結果の報告を10月10日までに請求することも決定いたしました。

また、委員10名より市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書案が提出され、全会一致で委員会提出の意見書案とすることを決定いたしました。

以上で、平成25年第 3 回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第 4 号の討論を行います。

本請願については、通告があった賛成討論から順次発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8 番（佐藤文雄君）

請願第 4 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書に賛成する立場で討論をいたします。

この請願は、宮嶋市長が4月25日の保護者説明会で、「民間の3業者がそろって建設されれば、来年3月末にさくら保育所を廃止する」という方針を一方向的に打ち出し、保護者に不安を与えた

ことが発端であります。さくら保育所の父母の会及び保護者の皆さんの願いは、「子どもたちの心と体に優しい穏やかな保育園の移行です。それには十分な引き継ぎ期間が不可欠です」と述べているように、保育所の民営化そのものに反対しているのではなく、さくら保育所の廃止までには必要な段取りを経ること、定員数を市側が一方的に減らし、入所先を振り分けるのではなく、希望した保育所にきちっと入所できることなどを求めているのであります。

父母の会の代表ら、参考人質疑でも明らかになりましたように、市長には全く聞く耳を持っていないために、議会に請願という方法をとらざるを得なかったと真剣に訴えておりました。

さくら保育所の来年3月末の廃園について、本来であれば事前に議会に説明し、議会での十分な議論をした上で、保護者への説明会とすべきだったのであります。それを経ずに、市長が一方的に保護者に発信したことが問題だったのです。この点について問われた市長は「理解しがたい」として、まともに答弁をしませんでした。

ことし5月8日に開催された文教厚生委員会にて、保育所民営化についての審議がありましたが、その会議録で、「さくら保育所の今の現状から言うと、この廣山会も含めて調整しながら、さくら保育所のほうを少しずつ縮小しながら、廣山会のほうに民設民営化されたところにシフトしていく方向なんではないでしょうか」と、この私の問いに、子ども福祉課長は「考え方としてはそうです」と述べ、「基本的には、施設環境が整い次第という形になろうかと思えます」と答え、加えて「施設環境が整ったということが全てではなくて、そこへの保育園に通っている子どもの精神的な負担も基本的に低減させたいという部分がここに含まれております」と答えています。ここにはさくら保育所の来年3月末廃園との文言は全く記されておられません。その他議事録を確認しても、さくら保育所の来年3月末の廃園については、6月定例議会で私が質問したのが最初であることがわかりました。

また、市長は、私の一般質問に「父母の会の創作だ」などと発言をいたしました。この発言は行政を預かる長としては、あるまじき行為であります。

9月6日の保護者説明会の議事録を見ますと、議会で廃止条例が否決された場合についての保護者の質問に、市長は「仮に否決された場合には、施設そのものは廃止にはなりません、現実的には応募はしません。両方応募することはあり得ません」とはっきりと答えているではありませんか。市長の「創作」発言は、取り消していただきたいと思えます。

また、「なぜ、あり得ないのですか」との保護者の質問に、市長は「両方運営するための国・県等からの支援がありません」と答えていますが、これは全くの誤りであります。公立保育所の運営については、支援金、いわゆる補助金がなくなったのではなく、一般財源化されたもので、地方交付税の中に含まれているはずであります。この財源問題について、県の保健福祉部子ども家庭課は「三位一体改革により公立保育所の運営費が一般財源化されたことに伴い、保育の実施主体である市町村は、地域の実情に応じたきめ細やかな保育を提供できるようになってきております。地方交付税の制度上、市町村ごとに公立保育所運営費のみを正確に把握することはできかねますが、今後とも改革の趣旨を踏まえた適正な予算化がされるよう、市町村に対して必要な助言を行ってまいります」と答えています。つまり、市当局は保育にかかる予算を削り、ほかに流用しているとも言えるのではないのでしょうか。

いずれにしても、行政の都合や事業者の利便を考える前に、子どもたちや保護者の思い、願い

を最優先すべきであります。

市長は、職員目線を批判していますが、市長こそ市民目線とのギャップが激しいのではないのでしょうか。余りに市長の独断と専行が過ぎると思います。

市長には、改めて請願の趣旨を十分に理解して、保護者の願いに応えられますことを要請し、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

請願第4号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書に対し、賛成の立場から討論をいたします。

請願趣旨にあるように、そもそも、さくら保育所の廃止が市民合意がないまま強行されようとしていることに保護者が危機を感じたからこそ、この請願に至ったのではないのでしょうか。

ましてや議会へ廃止にかかわる議案の提案もされておられません。市長が各所で閉鎖時期を明言することは、議決権に対する軽視であり、裏返せば、さくら保育所の閉鎖を強引に押し進めようとする姿勢でもあります。本請願は、まさにこの本質的な問題を的確に指摘しています。

さらに問題が深刻であることが明らかになったのは、8月26日の保護者説明会の内容です。市長は「あんたらの言うことは聞いてもらえない。納税者のことを考えなければならない。民営化するために一時的な混乱も仕方ない。子どもたちが犠牲になるのも仕方ない」と、市政懇談会終了後、保護者への説明で発言しております。私もこの点については、特別委員会において、事実関係を確認しております。

また、このような発言により、保護者の不安はさらに大きなものとなっていることが、保護者への聞き取りにより明らかになりました。

一般質問や特別委員会での質疑においても、市長は、担当部署の対応不備を主張するばかりで、ご自身の指導力不足をわびる真摯な態度はなく、ただただ行財政改革の名のもとに民営化を推し進めたいのか、子どもたちや保護者を置き去りにするその姿勢にびっくりするだけです。

私は、市長の根底には、市場原理のみを優先し過ぎて、子どもたちの感性と知性、社会性、人間の生きる力を育てる本来あるべき保育に対し、公的責任を負わされていることを忘れ去っているとしか思えません。

市長は、さくら保育所の維持・継続を懇願する保護者の真意を本気で考えたことがあるのでしょうか。

長年、歴史を積み重ねてきたさくら保育所への思い、子どもたちを大切に思って行動する保護者の思い、このような熱意のある人たちがたくさんいることは、本来かすみがうら市の誇りではないのでしょうか。そして、保護者に受け入れられるような保育をこれまで行政が実践してきたということをきちんと評価すべきです。

今回の請願は、まさに保護者、子どもたち、市民の心の叫びであり、この訴えを議会はしっかりと受けとめ、請願を採択していくべきだと考えます。

以上をもって、請願第4号について、採択すべきとの立場から賛成討論といたします。
議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の討論を終わります。

[拍手する者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

続いて、お諮りいたします。

本請願の処理の経過と結果の報告については、委員会からの申し出のとおり、市長に対し10月10日までに提出されますよう請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第8、委員会発議第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長からの趣旨説明を求めます。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成25年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

市立さくら保育所の維持・継続を求める意見書（案）。

今般、「市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書」については、来年3月末をもってさくら保育所が強行的に閉所されるとの危機感から、800名以上にのぼる保護者等の署名を背景として、請願書が提出されました。この維持・継続を求める請願書は、子どもたちの健やかな成長を願う親としての痛切な思いであり、まさに、保護者や子どもたち、市民の心の叫びであります。請願の趣旨からしても、保護者の願いは民営化に反対するというものではなく、子どもたちの心身を気づかい、優しく負担のかからない慎重な移行を求めるものであり、これは親として当然の願いであります。

一方、既に保育所に入所している全ての児童には保育を受ける権利が保障されており、その権利を尊重するためにも、保護者等の合意が得られなければ、行政や議会といえども勝手に保育所を廃止することはできません。このため、保護者との合意は、必須条件となります。

そこで、この請願書の趣旨を熟慮して、我々、かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1、保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで、廃止時期を決定するのではなく、現在、入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を、合意決定すること。

2、新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすこと。

3、仮に、さくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点が合意形成された後に提案すること。

以上、意見書を提出する。

平成25年9月25日。

平成25年第3回定例会議案審査特別委員会。

委員長 中根光男。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決されました。

市長から、追加で議案が提出されましたので、議運・全協を開催するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 1 2 分

再 開 午後 0 時 0 9 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）が提出されました。

お諮りいたします。

議案第84号及び第85号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第84号及び第85号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第84号及び議案第85号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の2件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第84号から議案第85号につきましてご説明申し上げます。

最初に、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、敬老祝金を今までどおりの形で支給することができるよう平成25年度分に係る敬老祝金の支給期限を延長する特例を設けるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ528万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億9694万2000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、敬老祝金の支給に係る扶助費を計上するものであります。

歳入については、繰越金を充当いたします。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次、議案の趣旨説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成25年度分に係る敬老祝金の支給期限を延長する特例を設けるため、この条例を制定するものです。

内容は、平成25年度分に限り、支給期限を現行9月末日までを改正で11月末日までにするものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としましては、敬老祝金の支給に係る扶助費528万6000円を計上させていただきまして、その財源としましては、全額繰越金といたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第84号と議案第85号は関連しておりますので、私が議案第65号で廃止条例に対して反対討論をいたしました。そのときに指摘したのは、商品券を配るには敬老祝金条例の改正が必要だというふうに述べましたが、これに対してどういう認識をもたれているか、答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

敬老祝金は、あくまでも今回、支給期限を延長する条例の祝い金でありまして、商品券につきましては、いわゆる3月定例会で承認になった予算に基づく報償費のうちのいわゆる品物のほうですね、祝い品のほうに属するものであるという認識でございますので、歳出予算を執行したと、そういう認識でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、私が同じように反対討論で言いましたが、平成25年5月15日に、全員協議会に敬老祝金の条例改正、これを出しましたね。これについても改正という中身でありました。これはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時17分

再 開 午後 0時20分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、5月15日の改正案概要ということで、現行、その当時、今も現行であります。現行は77歳、88歳、99歳、100歳の方に祝い金を贈る。改正案については、88歳、100歳、101歳の方に祝い金及び記念品を贈り、77歳、99歳の方に記念品のみを贈るということですよ。そういう趣旨でやっているということなんです。改正案の内容については、記念品単価2,000円、記念品ということで改正案を上程していると、いわゆる金じゃなくて、記念品として贈るということで、そういう改正案を出しているわけです。だからあくまでも記念品であります。改正の趣旨は記念品であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、予算の中で報償費扱いにしたよというふうに言いましたよね、全員協議会なんですけれども。実際には、こういう改正案で記念品を贈ると言って2,000円という、この改正案を出しているわけですね、協議を議会に求めているわけですよ。ということは、この市長がブログで書いてあるように、条例を提出していますよと、廃止条例を。結果的に「その代替措置として」と書いてあるんですよ、ブログで。「些少であります、商品券を、ギフト券を配らせていただきます」と言ったでしょう。だから整合性がないんじゃないかと言っているんですよ。

だから本来であれば、こういうふうに議会にきちっと提案をして、改正なりの議論を尽くした上でやるべきだったんじゃないかというふうに言っているんですよ、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何度も申しますが、改正案で言っているのもやっぱり記念品ですね、記念品の支給。今回9月に支給したギフト券、それはこの5月15日の全協に出した、いわゆる敬老祝金条例に出している

ものとは違うものであります。報償費の中から、いわゆる市長決裁によって出した祝い品です。だから項目が違うんです。出ている項目が。わかりませんか、それが。祝い品の今回出したギフト券は、需用費の中の報償費で出ているものです。さっきちょっと議論しましたけれども消耗品じゃないかという、もともと議決のときは消耗品になっていて、それは報償費ということで正式原稿では直してあるわけですが、それは了解していただいたものとして、こちらで直したわけですが、そこに認識の違いがあったので、それは謝りますが、あくまでもそういうことでありまして、全くその出元が違うということでありまして。5月15日に出してあるのは新たな予算で計上するということでもあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り長々とこれやりとりしても無駄になると思いますが、そういう意味では、条例の改正をしていたと、商品券であれ、品物であれ、2,000円という相当のやつを出していたことは事実なんですよね。ですから、本来であれば、いわゆる報償費であろうとなかろうと、これをきちっとした形で手続をとるべきだったというふうに思います。

ですから、市長が言うのは、余りにも詭弁を弄しているんじゃないかなというふうに、私は思います。

それでギフト券というのが商品券、これは現金相当に当たるとは思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ギフト券を現金と品物とで、どっちが日本語として適切かということがありますが、私どもの認識では、ギフト券は品物であるという認識しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これはやりとりをしても、らちが明かないと思いますが、あくまでもこれは金券でございます。通常金券と言うでしょう、ギフト券というのは、金というのは金でしょう。そういう意味では、この商品券を配布、今途中だと思えますが、これはどのぐらい対象者に対して配っているんでしょうか、現在の段階わかりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

対象者574名ございます。そのほとんどに届けたと聞いております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと今、金券だという私は認識なんですけれども、これは民生委員が配ったというふうに聞いております。確かに民生委員からもらったという方もいらっしゃいますから、そこは間違いのないと思います。

前に、こういう金券という現金に相当するものを取り扱う場合の、こういうルールというのは、当市にはあるんでしょうか。ギフト券というのは金券、これは現金。本来であれば、現金の取り扱い問題については、前回の公金取り扱いで不祥事件がありましたよね。その不祥事件に対して対応を迫られて、その対応策は副市長を初めとして、その不祥事が起こらないような対策をとったはずなんですけど、これとの関連も含めて、民生委員がこういうギフト券を扱って、金券を扱ってやるルールというものはあるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

配布につきましては、商品券というような認識で配布して……

[「議長、答弁者違うよ、これ答弁は総務部長だよ、総務部長が答弁するんだよ」と呼ぶ者あり]

○保健福祉部長（木村正美君）

配布した経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

公金取り扱いの中では、そういった民生委員さんまで含めた取り扱いの規定は、現在のところございませんので、今後、整備をしなければならないかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今後、整備をしなければならないのに、民生委員に現金相当の金券を預けてやったということになりますよね。そうすると、このルールというものは、これはどういうふうな形でやったのかというのが明らかじゃないんですよ。本来であればその流れというか、フローというか、そういうものについて、内部でも協議をして、こういうふうなやり方でとるよというふうのを決めているんじゃないですか、そういうものはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと総務部長が舌足らずかと思えますので、私のほうが何遍も答弁していますように、いわゆる商品券につきましては、あくまでも品物という認識しか私どもは持ち合わせていなかったものですから、いわゆる品物を民生委員さんを通じて配ったということでもあります。

今後、今ご指摘のように、品物ではあるけれども、いわゆる現金に近いものであるということ

で、そういうことを考えれば、今後、整備すべきものかなと、総務部長の答弁はそういう趣旨であらうかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現金に近いものというふうに、今、市長がいみじくも答弁なされました。今回は市長の独断でやったというふうに私は理解しているんですけども、これは今後はどういうふうな考え方でいるのでしょうか。今後、2,000円のギフト券をもうほぼ配り終わったわけでしょう。そうしますと、具体的に言えば来年ですね、それと敬老祝い金との整合性はどういうふうに考えているか、そのことについて教えてください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

来年についてであります。ことしについては、いわゆる敬老祝金条例そのものがギフト券に変えるという内容のものが議会通らないでいたものですから、商品券という形で出ささせていただきました。来年については、今後十分、いわゆる私の本来の政策の趣旨であります、いわゆる老から若へという流れの中で考えていきたいと思っております。

ですから、今回の条例につきましても25年度11月30日まで延期するという事は、いわゆる敬老の日は9月中でありますから、本来であれば9月30日までに支給するのが当然でありまして、ただ、私どもが上程した段階では、この廃止条例が通ると思っていたわけでありまして、それが結果的に否決になったということを受けて、今年度やる予算と条例の整合性を持たせるために、今回、いわゆる予算措置をお願いしていると、補正予算の措置と、いわゆる期限延長をお願いしていると、そういう趣旨でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、最後に、全員協議会でもちょっと質問いたしました。市長はなぜ今回心変わりしたのかというふうに私が質問したところ、裁判沙汰になる可能性がある、それを最高裁まで持って行って、今、あえてここで混乱を持ち込むべきではないというふうな判断だったとおっしゃったと思うんですが、これについて市長、確認させていただきますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の上程については、まさにそのとおりであります。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

この問題については、条例が定められているわけですよ。条例がありながらなぜ予算化しないのか、これが一番基本ベースなんです。市長は、議会が可決してくれると思ったなんて言うけれども、そんなものは理由にならない。

条例を廃止してからなら話わかるけれども、条例があるうちは予算化しなくちゃならない、これ大原則です。これは法令審査委員会の関係と、あと財政のほうはどう思うか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

栗山議員がおっしゃる、その条例があるとおっしゃって、それはそのとおりだと思っています。ただ、当初同時に予算計上させていただいた経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

法令審査委員会のほうでは、廃止条例が提出されるということで、その条文については審議されましたが、予算との関係については審議委員会のそとの話ですので、そこに関しては話し合いがなされておりません。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこで市長に何回も言いますが、当初予算の予算書直すのは、きちんとした、本会議で直すのが、これは常道ですから、勝手に直すのは、これは議会軽視も甚だしいですよ。そこらのところはきちんと守っていただきたい。

それで、この問題について、担当課と市長、どういう協議をされたか。これは今でなくても結構ですから、会議録提出していただきたい。さらには、このギフト券についての起案文書を提出求めたいんですが、議長いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時37分

再 開 午後 0時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員に申し上げます。後で提出するそうでございます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは非常に職員としてつらい部分もあるかもしれない。全てが市長主導型でいっていますから。そのことによって、地方公務員法違反ということで、大罪に科せられる場合もありますので、十分に気をつけて行動していただきたい。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号及び第85号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第84号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第85号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長及び政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 10 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第10、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木良道君）

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもって平成25年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

会期16日間にわたる慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉 会 午後 0時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 小座野 定 信

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一